

② 民事再生事件

- a 通常の場合 30万円（税込33万円）
事案が複雑である場合は依頼者との協議により増額します。
また、非事業者であっても通常再生事案の場合は、事業者に準ずるものとします。
- b 住宅資金特別条項を用いるなどの事案 35万円（税込38万5000円）

③ 任意整理事件は、債権者数に応じて以下の基準とし、事案の複雑さにより増額することができます。

- 1社 5万円（税込5万5000円）
2社～10社 3万円×（債権者数-1）+5万円（税込3万3000円×（債権者数-1）+5万5000円）
10社超 35万円（税込38万5000円）

なお、事件の委任事務処理について、裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定した着手金と成功報酬金を加算します。

- 2 民事再生事件において、再生手続開始決定から民事再生手続が終了するまでの委任事務処理の対価として、依頼者との協議により、月額で定める弁護士報酬を受けることができます。
- 3 破産、民事再生及び任意整理の成功報酬金については、依頼者との協議により定めます。

第12条（事業者の倒産整理事件）

- 1 事業者の倒産整理事件の着手金は次のとおりとします。
- ① 自己破産事件、特別清算事件 100万円以上（税込110万円以上）
② 会社更生事件、民事再生事件 300万円以上（税込330万円以上）
- 2 会社更生事件及び民事再生事件の成功報酬金は、第6条の規程を参考に、依頼者との協議により定めます。

第13条（事業者の任意整理事件）

- 1 事業者の任意整理事件の着手金は50万円（税込55万円）以上とします。
なお、事件の委任事務処理について、裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定した額を加算します。
- 2 任意整理事件が終了したときの成功報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」という。）を基準として、表2のとおり算定します。
- 3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了した場合の成功報酬金の算定は、前項の規程を準用します。
- 4 事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、第6条の規程により算定された成功報酬金を受けることができます。

表2	
配当原資額（B）	成功報酬金
3000万円以下	(B) × 5% (税込(B) × 5.5%)
3000万円超3億円以下	(B) × 3% + 60万円 (税込(B) × 3.3% + 66万円)
3億円超	(B) × 1% + 660万円 (税込(B) × 1.1% + 726万円)

第14条（刑事事件及び少年事件）

- 1 刑事事件及び少年事件の着手金及び成功報酬金は、事実関係に争いがない情状のみの事案や、簡明な事件においては、20万円～50万円（税込22万円～55万円）とします。
- 2 前項の事件において、被害者との示談交渉が必要な場合、着手金について10万円～20万円（税込11万円～22万円）加算し、示談交渉が成功した場合には10万～50万円（税込11万～55万円）を加算します。
- 3 重大な事件、複雑な事件あるいは審理に相当時間を要する事件については、依頼者との協議により定めます。
- 4 警察署、拘置所あるいは少年鑑別所に接見あるいは面会に出向く場合、依頼者との協議により、交通費等の実費の外に日当を請求することができます。

第15条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び成功報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び成功報酬金とは別に、相当な額を受けることができます。

第16条（告訴、告発等）

告訴・告発・検察審査会への申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続の着手金は、次のとおりとし、成功報酬金は、依頼者との協議により定めます。

- ① 事案簡明な事件 15万円～30万円（税込16万5000円～33万円）
② 重大な事件、複雑な事件あるいは調査に相当時間を要する事件については、依頼者の利益及び当法律事務所の負担等を勘案して依頼者との協議により定めます。

第17条（調査料）

- 1 調査料は、原則として、10万円～50万円（税込11万円～55万円）の範囲とします。なお、鑑定のための資料収集等の実費は依頼者の負担とします。
- 2 特に複雑又は知的財産権に関するなど特別な事案のときは、依頼者との協議により定めます。

第18条（弁護士費用）

弁護士費用は、事件等の対象の紛争額・経済的利益の額を基準として、次の各号のとおり算定します。なお、紛争額・経済的利益の額の算定については、第7条から第9条の規程を準用します。

- 1 証拠保全
- ① 一般的な場合 30万円（税込33万円）に第6条の着手金の規程により算定された額の10%（税込11%）を加算した金額
② 複雑又は、特殊な事情がある場合は、依頼者との協議により定めます。
なお、本案事件を併せて受任したときでも、本案事件の着手金とは別に上記弁護士費用を受けることができます。
- 2 即決和解（付随した契約書その他の文書作成費用を含む。）
- ① 示談交渉をしない場合は表3のとおりとします。